

# 令和5年度「地域ボランティア活動支援のための助成事業」 募集要項

## 1 目的

広く社会貢献の心をもって、創造的にボランティア活動を実施している団体に対して助成を行うことにより、住民参加型の地域活動を促進し、共に支え合い、共に生きる、安心とゆとりを満たした、人に優しい社会づくりに資することを目的に実施します。

## 2 実施主体

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

## 3 助成対象事業

- (1) 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会助成事業（プログラム）
- (2) 西部ガスボランティア助成プログラム
- (3) 一般財団法人福岡県職員互助会ボランティア助成プログラム

## 4 助成対象

- (1) 対象となる団体（下記の全ての要件を満たしている団体が対象となります。）

ア 活動の主な基盤を福岡県内に有する民間の非営利団体で、**法人格の有無は問わない。**

※本助成事業における「助成団体」：営利を目的としない団体（構成員等に利益を分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用にあてている団体）を指します。

イ **1年以上継続した活動実績**を有し、今後も継続的・発展的な活動が期待できる。

ウ 団体の活動目的等を定めた規約を有し、組織体制が明確である。

エ 会費等の自主財源等で活動しており、事業計画や会計収支が明瞭である。

オ **概ね10名以上の実質的な活動を行う会員を有する。**

カ 会員または構成員の自助・互助的な活動を主な目的とする団体は**対象としない。**

キ 同一団体に対して、助成は1回を原則とする。

ただし、以下の要件を満たす団体にあつてはその限りでない。

- (ア) **前回の助成期間終了から3年以上経過**している。

※令和5年度の助成事業は、令和3年度以降に本助成を受けた団体は対象外となります。

(イ) これまでの活動実績が顕著であると認められるもの。

(ウ) 今後、団体の活性化と活動の発展性がより期待されるもの。

## (2) 対象とする活動

別表ボランティア活動分野の分類及び事例を参照に、住民の主体的参加に基づく福祉コミュニティづくりに寄与するボランティア活動

## 5 助成内容

(1) 1団体あたりの助成額：**2年間で30万円以内**（助成決定後、一括送付します。）

(2) 助成件数：30団体程度

※「西部ガスボランティア助成プログラム」及び「一般財団法人福岡県職員互助会ボランティア助成プログラム」を含みます。

(3) 助成金は、交付年度を含め2年間の活動において必要な経費の財源とします。

ただし、団体メンバーへの給料・賃金等の人件費や他団体への寄付金・寄付にあたる物品の購入費用、建物の付属品となるような大型備品や改修・修繕費等は対象となりません。

また、応募いただいた内容によっては、御相談の上、申請額を調整する場合があります。

## 6 助成期間

令和5年度・令和6年度の2年間

※**令和5年度の助成期間については、助成決定後からとなります。**決定前に遡ることはできませんので御注意ください。

## 7 応募方法

(1) 提出いただく書類

ア 申請書は、本会ホームページからダウンロードし、必要事項を御記入ください。

また、申請にあたっては、「地域ボランティア活動支援のための助成事業実施要綱」を必ず読まれてから、申請を行ってください。

なお、**記入の不備や必要な添付書類が不足している場合等は、申請を受け付けられません**ので御注意ください。

【福岡県社協ホームページURL】<https://www.fuku-shakyo.jp>

※トップページ「サイト内検索」→「地域ボランティア活動支援のための助成事業」

イ 申請書は、**必ずA4サイズ・片面刷り**で準備をお願いします。

また、**ホッチキス留めはしないでください。**

(2) 応募方法

申請書・添付書類が揃いましたら、申請しようとする事業を所管する市町村担当部署、市町村教育委員会担当部署、市町村社会福祉協議会に御相談の上、提出書類を御提出ください。**申請にあたっては、下記ア～ウのいずれかの機関の推薦が必要です。**

- ア 市町村
- イ 市町村教育委員会
- ウ 市町村社会福祉協議会

特定非営利活動法人についても、原則、上記ア～ウいずれかの推薦が必要ですが、何らかの理由により推薦を受けることができない場合は、県または政令市の設立認可書（写）をもって推薦があったものとみなします。その場合、申請書類は本会へ直接提出してください。

(3) 提出いただいた書類は、助成金交付の如何に関わらず返却できません。

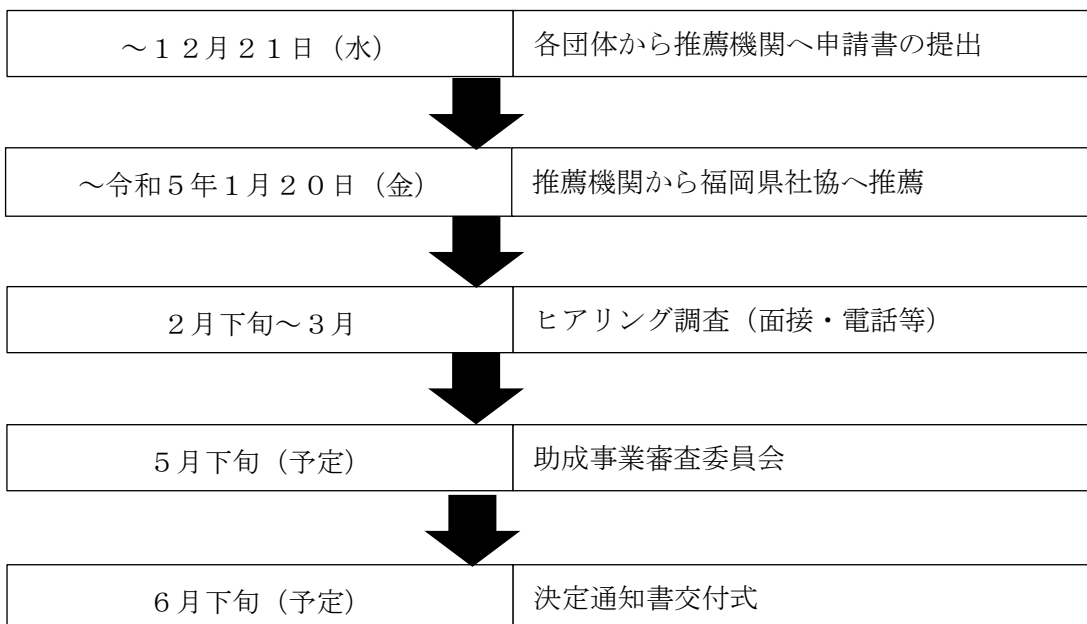
## 8 申請期間（推薦機関への提出期限）

**令和4年12月21日（水）まで**

## 9 選考と決定

- (1) 申請後、申請団体に対してヒアリングを実施します。実施方法・日時等については、本会より申請団体へ直接連絡いたします。
- (2) ヒアリング後、本会に設置の助成事業審査委員会による選考を経て、助成団体及び助成金額を決定します。
- (3) 助成団体が決定後、令和5年6月を目途に、申請団体に対し文書で結果を通知します。  
なお、審査内容については非公開としていますので、問い合わせには応じかねます。

### 【申請から助成までのスケジュール】



※新型コロナウイルス感染症等の影響により、スケジュールは変更となる可能性があります。

## 10 決定通知書交付式

決定通知後、決定団体に対する決定通知書交付式（令和5年6月下旬予定）を行いますので、決定団体は必ず1名の御出席をお願いします。

## 11 活動の報告

助成が決定した団体は、助成金活用の有無に関わらず、助成期間中（2年間）は活動実績報告書を提出していただきます。

## 12 個人情報の取扱いについて

申請書等に記載された個人情報は、本助成事業の運営管理の目的のみに利用させていただきます。

## 13 事務局（問い合わせ先）

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

地域福祉部 地域・ボランティアセンター 担当 櫻木・園田

〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階

TEL 092-584-3377

FAX 092-584-3369・3381

Mail chiiki-vc@fuku-shakyo.jp